

第 1 章 第 1 2 次函館市交通安全計画策定の考え方
【計画策定の趣旨】 第12次函館市交通安全計画は、多様な主体による本市の実情に即した交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、交通事故のない社会を実現するために策定するものである。
【計画期間】 令和 8 年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
【計画の基本的な考え方】 1 交通事故のない社会をめざして 2 人優先の交通安全思想 3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
【計画の目標】 （令和12年度（2030年度）までに） ・年間の24時間死者数をゼロにする。 ・傷者数を過去最小の令和 2 年（2020年）の408人より減少させる。 ・65歳以上の傷者数も過去最小の令和 2 年の55人より減少させる。
【重点施策】 (1) 高齢者の交通事故防止 ・高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備（平坦性の確保された幅の広い歩行空間の整備など） ・高齢者に対する交通安全教育の推進（実践的技能、交通ルール等の知識の習得、反射材用品等の普及など） ・市民への普及啓発活動の推進（先進安全技術や安全運転サポート車の普及啓発など） ・高齢運転者対策の充実（高齢者講習の効果的な実施、臨時適性検討の確実な実施、高齢者マークの活用など） (2) 歩行者の安全確保 ・歩行者対策および生活道路対策の推進（「ゾーン30」や通学路の歩道整備など）（歩道除雪や防滑砂の散布等による歩行空間の確保など） ・通学路等の歩道整備等の推進（通学路合点検等の結果を踏まえた必要な対策の推進など） ・横断歩行者の安全確保（歩行者事故抑制を図る「ハンドサインでストップ運動」の推進など） (3) 自転車の安全対策の推進 ・自転車利用環境の総合的整備（安全で快適な自転車利用環境の創出）（自転車利用のルールやマナー・放置自転車防止の啓発など） ・自転車の安全利用の推進（ながら運転の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化、交通反則通告制度（青切符）の広報啓発の推進など） ・自転車の安全性の確保（自転車の型式認知制度の適切な運用促進）（損害賠償責任保険等への加入の促進など）

【分野別施策】第 2 章 道路交通の安全 (現状・安全対策)					
交通事故の推移 (第11次函館市交通安全計画期間内)					
区 分	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
死 者 数	8人	1人	4人	4人	5人
うち高齢者 (65歳以上)	6人	1人	4人	3人	4人
発生件数	450件	415件	408件	422件	472件
傷 者 数	520人	477人	471人	497人	562人

主な施策	
(1) 道路交通環境の整備	
・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (法定速度引き下げに伴う広報啓発など)	
・幹線道路における交通安全対策の推進 (事故危険箇所の効果的な事故対策の推進など)	
・災害に備えた道路交通環境の整備 (災害に強い交通安全施設の整備など)	
・総合的な駐車対策の推進 (違法駐車取締りや市民への広報・啓発活動の推進など)	
・冬季道路交通環境の整備 (除排雪・融雪対策など)	
(2) 交通安全思想の普及徹底	
・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育の推進) (外国人に対する交通安全教育の推進など)	
・梁川公園内交通公園施設を活用した交通安全教育の推進	
・交通安全に関する普及啓発活動の推進 (反射材用品等の普及促進) (あおり運転防止に向けた広報啓発の推進) (飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進) (シートベルト着用・チャイルドシート使用義務の周知徹底など)	
(3) 安全運転の確保	
・運転者教育等の充実 (妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育) (悪質・危険な運転者の早期排除) (外国人運転者対策の強化など)	
・事業用自動車総合安全プラン2030に基づく安全対策の推進 (飲酒運転等悪質な法令違反の根絶など)	
(4) 車両の安全性の確保	
・自動車の検査および点検整備の充実 (衝突被害軽減ブレーキ・ペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進) (自動車検査の高度化および不正改造車の排除など)	
(5) 救助・救急活動の充実	
・救助・救急体制の整備・拡充 (救助・救急体制の充実や救急救命士の教育訓練の充実など)	
・救急関係機関の協力関係の確保等 (関係機関における緊密な連携・協力関係の確保と効果的な救急体制の整備など)	
(6) 被害者支援の充実と推進	
・自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底 (自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れの周知など)	
・交通事故被害者支援のための情報提供等 (交通事故相談所や目撃連交通事故相談センターなどの周知など)	

【分野別施策】第 3 章 鉄道交通の安全（現状・今後の安全対策）
【前計画の状況】 ▶第11次函館市交通安全計画中における鉄道事故は発生していない。 【今後の安全対策】 ▶列車の衝突や脱線、ホームでの接触事故など重大な列車事故の未然防止 ▶利用者等が関係する事故の防止
主な施策
(1) 鉄道交通環境の整備（運転保安設備の整備など） (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及（ホームにおける「歩きスマホ」の危険性の周知など） (3) 鉄道の安全な運行の確保（消防・警察・その他関係機関と連携した迅速・適確な事故対応など） (4) 救助・救急活動の充実（訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化など） (5) 計画運休への取組（気象状況および災害状況に応じた運休および利用者への周知など）

【分野別施策】第 4 章 踏切道における交通の安全（現状・今後の安全対策）
【前計画の状況】 ▶第11次函館市交通安全計画中の令和 8 年 1 月に 1 件の事故が発生している。 【今後の安全対策】 ▶踏切事故の発生を防止する。 ▶踏切道における交通の安全と円滑化に努める。
主な施策
(1) 踏切道の構造改良等の整備の促進（踏切道の統廃合の促進など） (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置（啓発活動の強化など）

【分野別施策】第 5 章 軌道交通の安全（現状・今後の安全対策）
【前計画の状況】 ▶第11次函館市交通安全計画期間中の令和 4 年に 2 件、令和 5 年に 1 件、令和 6 年に 1 件、令和 7 年に 1 件の事故が発生している。 【今後の安全対策】 ▶脱線事故や軌道敷内での接触事故を防止する。 ▶軌道事故の発生を防止し、安全な運行確保に努める。
主な施策
(1) 軌道交通の安全確保（軌道や電路等の計画的な改良・更新、軌道敷内の横断防止など） (2) 安全管理体制の強化（教育訓練や研修の充実など） (3) 電車車両の安全性の向上（老朽化した車体の改良、超低床車両への更新の推進など） (4) 乗客の安全確保（全乗務員に対する普通救命講習の実施など）